

第9回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成21年11月19日（木） 午前9時30分～午前11時32分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人												
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	山本雅	外川	近藤	前川	
	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
×	×	○	○		○		○	○				
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長あいさつ ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) Bグループ 第6・7・8章について ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 次回の開催日、会場 											

○細江主監 おはようございます。今日は一段と冷えてまいりまして、非常に寒い底冷えがするような感じですがけれども、皆さん方にはお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、第9回目ということで、よろしく願いいたしたいと思います。この前はAグループの討議についての報告をしていただきました。前回の時に、Bグループをしてから、全部まではいれたらいいけれども、はいれないだろうというようなことでございました。次の時に全文、そして、その次の時には、一応条文を全体を眺めてというようなことで、委員長の方からもお話がございました。ということで、今日はBグループの方から進めていただいたらなというふうに申し上げまして、委員長、よろしく願いいたします。

○富野委員長 それでは、皆さまおはようございます。本当にだいぶ寒くなってまいりまして、また、インフルエンザが流行っているようでございますけれども、こちらの方はどうでしょうか。私の大学も一部、教員がインフルエンザで倒れたりしておりまして、けっこうこれから大変かなという状態でございます。

今、国の方では、民主党政権に代わりましてから、ずいぶんいろいろなことが起きております。特に事業仕分けというのが、先般、今でも進んでおりますけれども、そんな中でいろいろな事業が町、自治体でやるべき事業というふうに、いろいろ言われたりしておりまして、これからの自治体の仕事もずいぶん変わってこようかというように思わせるようでございます。そういう中で、しかし、逆に受ける方の自治体がしっかりして

おりませんと、また非常に大きな社会的な混乱や町民の皆さんへ、いろいろな意味での問題がおきてくることもございましょうかと思えます。

そういう意味で、自治基本条例を芯にしたまちづくり、これからますます重要になってくるかなという状況だというふうに思っております。そういうことで、いよいよまとめの段階にはいつてきているわけでございますけれども、皆さまにはこれからも大変でございますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。じゃあ、とりあえず。

それでは、今日の議事でございますけれども、Bグループの方からご報告いただいたものについて、皆さまの議論をさせていただいて、そして、時間がもし取れるようでしたら、全文について、皆さまから出していただいたものを、少しずつ検討していこうかなと、こういうふうに思っております。よろしくお願ひします。

じゃあ、とりあえず、Bグループの方からご報告いただきながら議論を進めていきたいと思えますが、いかがでしょうか。ちょっと、ご説明いただいた方がいいと思えます。

○山本雅委員 じゃあ、私の方から説明させていただきます。Aグループの方の章が何章までいくかによりまして、Bグループの方のスタートの番号が変わってくるんですが、とりあえず、今暫定で、第6章からということで説明させていただきます。

6章の第1としまして、まちづくりの姿勢ということで、6-1-1から6-1-6までに分けております。

第6-1-1は、行政の町民に対する福祉ですね。福祉関係の努力目標という形でされております。

1-2の方は、健全な財政運営と計画的な事業と実施に努めなければならないということで、効率のアップと無駄を省いていくという形で目的としております。

1-3の方は、町民団体、組織等の協働の元に業務を行うとともに、民間委託に積極的に努めなければならないということで、これはあとに出てきます第7章の自治活動、その部分との兼ね合いで6-1-3を入れております。

同じく、次の6-1-4、あとに出てきます7-1-1、これとの関係ということで自主的な活動の妨害をしてはならないという形で、設けております。

6-1-5、これはいわゆる在住の外国人の方々、このの方々に対する保障というのを、どこかに盛り込もうということで、憲法の保障された、「障」の字がちょっと間違っておりますが、保障された文化的生活を送るように配慮させ努力をしなければならないということで、当然、いろいろな面で不自由されています外国の方に関しましては、一般住民の枠を超えて、少し手厚い保護を行おうということを目的としております。

6-1-6の方は、今回第8章に住民投票というのをに入れております。その住民投票との兼ね合いで、難題の場合は住民投票を実施するというので、町民にその真意を問わなければならないという文言を入れております。

1枚めくっていただきまして、6-2で倫理規範の確立という形にしております。だい

たいのこの辺の文章は、米原市の文章を手本とさせていただきます、細かいあたりを修正していくということです。

特に6-2-2、2-3も、いわゆる何かあった時は、それを公開しなければならないということを明記してあります。内容的に処理されるのじゃなくて、あったことは必ず公開するというのを、この部分では目的としております。

ですので、6-2-3は、行政職員の方は自分の職務上、これは不当な圧力やとか、何とかがあった時は、それを必ず申し出てくださいという形にしております。これは行政で働いている方を保護するというのを目的としております。何も、この倫理規範はこういうものを行政の方は守らんとあかんぞという意味で縛るのではなくて、逆に保護するので思いきってやってくださいという、そちらを目的としております。

6-3の方にいきます。6-3の方は、議会、議員、町長の責務という形でありまして、6-3-1、これは議会法規が、議会が町民と町をとにもするというのと、議会は何をしているのかということ、その活動内容を公開するというのを目的としております。

続きまして、3-2の方では、その活性化する時の具体的な対応を議会はとらなければならないという形で、ある程度しほりを設けておるという形になります。

6-3-3も同じでして、議員は議員たる自己研鑽に努め、町民の利益のために動かななければならないという形で、これも義務化という形にしております。

6-3-4は、これ今度、町長の方に変わります、町長は、この自治基本条例の精神に則り、町政運営にあたってもらわなければならないということで、この今やろうとしています成立しようとしている、この条例を適切に運営してもらおうということも、ここで明記しております。

6-3-5、町長は常に町民の意向を把握し、町政の情報を町民と共有しなければならないということで、これを第8章の住民投票との関係でこの文言を言っております。

めくっていきまして、6-4です。町職員の責務と権利ということで、6-4-1は、どちらかと言いますと、責務に努めなければならないということですね。

6-4-2も行政マンとして必要な能力を高めていってもらうという形を明記しています。

6-4-3の方は、それによって、いろいろな資格を取りました。資格を取るために受験費用もかかったし交通費もかかったという場合は、それにかかった費用を町に対して請求すると、あくまでも個人目的でなくて、町民のためにその資格が必要だと思って、その方は努力してお金を出して試験を受けに行っていたわけですから、資格が取れた時は、それにかかった費用は公が負担するという形で、ここに明記しております。

7章にいきます。町民組織、これひとつ大きなポイントで考えておりまして、持続的発展のためには、町民自らがいろいろなそういった組織をつくって自主的に活動するというのがポイントとなると思いますので、それをここで明記しております。

7-1-1、町民は地域社会における良好な自然的、社会的および歴史的環境の維持お

よび増進のための共同活動を行う組織をつくり、町に運営の支援を依頼することができると、これは今愛荘町でも、そういった活動に対して、申し出れば最高 10 万円ですか、ちょっと運営費みたいのがもらえるという仕組みがあるんですけども、それをさらにもっと広げていくということ。いわゆる 10 万円もらえるハードルを、なるべく低くもっていき、持っていくことによって、そういった自主的活動がやりやすくなるということを目的としております。

7-1-2、前項の組織とは、自治会、町民団体、非営利団体、事務所職員で構成された団体、学校PTAなど、公益のために活動するものであって、特定の町民または事業所、組織の利益のために活動しないものとするということで、あくまでも町のために自分らは集まってやっているんだというもので、そこから利益を得ようというのを目的としている組織は省きますよということにしております。組織は、町の事業の委託を受けますと、連携して事業を実施することできる。で、当然ですね、そういったもので組織からいろいろなアイデアが出てきたら、行政がやるよりも、行政それに対して経済的と言いますか、そういったバックアップしますので、お宅らが計画つくってやってもらったら、これ効率がいいですよと、当然あると思いますし、それがこれからの進んで行く方向だと思いますので、その組織が町に代わって、そういったものを実施する主体となりうるということをここで明記しております。

8章にいきまして、これが新しくまったく追加しました住民投票、というものをここに明記しております。

8-1-1、町は町民との協働の精神に則り、いかなる時も町民の参加、参画を保障するために、住民投票制度を常設しなければならない。ここで言葉のポイント、常設というところにポイントを置いております。その都度、住民投票をするか、しないかというところから始めるのではなくて、その制度自身は常にありますと、いつ何時でも住民投票をすぐに実施する下地をつくっておくという事を目的としております。

8-1-2、懸案について住民投票に諮るか否かを判断する権限は町長が有すると。ある程度、それを張る権限の人間は、絞っておかないと、むやみやたらにみんながそれを乱用しますと、目的から外れてしまいますので、とりあえず、それは町長だけがその権利を有するとしております。

ただし、それだけでは、町民の意見が反映されんとあきませんので、次の8-1-3で、町民は町長に対して、別に定められた人数の連名により、住民投票の実施を求める権利を有すると、住民側から町長に住民投票をやってくださいという申し出る権利を、ここで認めているということをしています。

8-1-4、町、町長および議会は、住民投票で示された住民の意思に背いてはならない。ちょっとここ悩んだんですけども、住民の意思を尊重するというふうに留めるのか、背いてはならないかということで、尊重はしたけれども、やりませんでしたというのは、意味はありませんので、あえて背いてはならない、住民投票をしてくれとなっ

たら、もうそれはしなければならないという形にしております。

8-1-5、町、町長および議会は、住民投票制度の有意義な運用および発展に努めなければならない。

8-1-6、町民は、住民投票制度の意義を理解し、その制度を守り育てていかなければならない。先ほど言いましたように、あるものは何でも使ってやれというのでは、あきませんので、その制度を理解していくという事をここに明記しておきます。

最後、9章になりますが、他の公共関連との関係、これは括弧書きしております米原市の原文のそのままでまだしております。これに関しましては、Bグループでも深くここに関しては議論していないという形ですので、この文章に関しましては、皆さん既に目を通しておられると思いますので、説明は省かせていただきたいというように思います。

簡単に飛ばしますけれども、以上です。

○富野委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、少しプランをご説明いただいた内容について、皆さんで議論をしてみたいと思います。6章で、少し分けていきたいと思いますので、6章の6-1、6-2、6-3、それぞれ別々に扱ってみたいと思います。それぞれ関連したことが、あとで出てくるかと思えますけれども、その場合はあとでそれをまとめてみたいと思います。

それで、『町の責務』ということをございまして、これは町という、行政体そのものの責務ということをございます。それで、6-1-1から6-1-6、6項目ございますので、これを全体として、皆さんの傾向を聞いてみたいと思いますね。

それで、まず6-1-1ですね、「町は、愛荘町の持続性発展のために適切かつ効率的な運営を推進することにより町民福祉の向上に努めなければならない」と、これについてですけれども、このあたりは、一般的規定と言われたものでございますので、どこでも、たぶんこういふのはあると思うのですね。ただ、これの表現について特に何か意見はございますでしょうか。

ここで、ほかの条例の中では、例えば、住民主権とか町民主権とか、その主旨に基づいてということが入っているような条例も実はあるんですね。それを入れるかどうかということは、少し議論してもいいのかなと思います。

と申しますのは、例えば、6-1-6という項目なんか見えますと、これを住民投票の問題だけにするのかということはありませんで、一般的規定として、要するに住民の意思を尊重してとか、住民主権に基づいてとか、つまり、主権者は町民なんですよということ念を入れて、本来そういうもんなんですけれども、念を入れて書いてもらうかどうかということなんです。少し議論があるところだと思います。

そういうことで、入れなくてよろしいということであれば、それはそれでもちろん原文どおりでけっこうございますけれども、そういうことがありますので、一応そのあたりは原文のままでよろしいかどうかということ、ちょっとお聞きしておきたいとい

うふうに思います。どうでしょうか。

○**山本雅委員** 私、個人的には、この前文から始まって、前のどこかに町民主権とか情報の共有、持続的発展というのが明記されておれば、ここで二重に書く必要はないかなというふうには思いました。

○**富野委員長** そうですね。最初のところで、町民主権というのが出ていれば、一番基本的なところですね。あそこに入れるなら入れるで、それはそれでいいと思いますね。そのあたりは、ちょっとここで扱うというよりは、むしろ全体の構成の中で、町民主権をどういうふうに扱うかということをし少し考えていきましょう。ここではいらぬことにしましょう。

○**山本雅委員** はい。

○**富野委員長** 原文どおりとします。6-1-2ですね、これは「財政運営と計画的な事業の実施」ということですね。これもよく一般的な規定としてあるわけでございますけれども、特に最近では財政運営が大丈夫かというのがあって、財政と計画的な事業執行ということでございますけれども、このあたりはどうでしょうか。これもごく常識的といってしまうと、そういうことですから、これについては特にご意見なしということよろしいですか。

○**富野委員長** はい、じゃあこれはこういうことにいたしましょう。

6-1-3ですね、「1と2を達成するために各組織との協働の元に業務を行う」、つまり、町はいろいろな組織と行政はよく話し合いをしてくださいと、そして、「民間委託に積極的に努める」ということでもあります。これは要するに、行政だけで仕事をやってしまうのではなくて、民間の力をもっと借りてどんどん進めてみたらどうかという提案だと思えますね。

ちょっとここで少し気をつけなければいけないのは、普通、民間委託と言いますと、企業という色彩が強いんですね。ですから、民間委託という言葉も、そのまま使うかどうかということをし少し考えた方がよろしいかと思えます。

それと、少しわかり難いかもしれないんですけども、協働の元に業務を行うということになると、要するに、具体的どういうことを指しているのかということなんですね。つまり、例えば、予算をつくっていく時とか、計画をつくっていく時、あるいはそれを執行していくという、行政というのはいろいろな段階がありますよね。その全段階について、民間と協議しなければいけないのかどうかという問題がありますので、これは何を指しているのかということについて、少し提案された方の方から説明していただければ

ばありがたいんですけどもね。

○**山本雅委員** 町民自治活動等の協働の元ということで、協働という言葉ですね、これを入れたかったという、単にそういう考えです、ここは。

○**富野委員長** そうですか。そうすると、そうですね。協働というのは、もともと前の方へはいつてきたんじゃないかかと思えますけれども、どうでしたか。基本的な事項の時に協働っていつていたとは思わんですけども、どうでしたっけ。

○**山本雅委員** 協働のまちづくりのところで、出ていますね。

○**富野委員長** はいってましたので、これもう一度、改めて書く必要があるかどうかということなんです。できれば、条例がシンプルに、あまり重複するところがないようにはしたいと思しますので、一般規定として入れたいのであれば、ここでなくてもよろしいかなという感じがするんですね。

○**山本雅委員** そうすると、この文章は、どういう形に変えればいいんですかね。

○**富野委員長** うーん、と言うよりは、これは町の責務ですので、民間委託とか、業務委託、協働のあり方の問題なんですよね。ですから、どちらかというとなら協働に関する、例えば、条例をつくる中で規定していった方が、より具体的に規定できるのかなという感じがするんですね。

もちろん、協働に関する条例をつくることは、これからの問題ですけども、ただし、協働という規定があれば、そういう具体的に、じゃあどういう形で町が具体化していくのかということが当然これから出てきます。その中で条例化するのか、あるいは要綱でやっていくのか、あるいは別の組織をつくってやっていくのかという、そういう問題が出てきますので、その段階でこういうことは議論されるべきことなのかもしれないですね。

すべてのことを自治基本条例に盛り込むというよりは、やっぱり条例に任せてあげることですね、個別の、ここで基本的に押さえてもらいたいことを少し分けたほうがよろしいかなという感じはあるんですけどもね。

○**山本雅委員** すんなり、ちょっとこの6-1-3を抜いた方がいいわけですね。

○**富野委員長** まあ、条例の事項だと思ってしまえば、そうだと思います。

ただ、あとで議論するときに協働のところに、条例化ということをお当然考えなきゃい

けないところ、どこかでコメントしておかないといけないんですけどもね、その場合は。というか、しなければいけないということよりも、条例化することを考えなければいけないことだということだけは、どこかで留保しておく必要があると思います。一応、そういうことで外させていただいていいですか。

○山本雅委員 はい。

○富野委員長 6-1-4です。これは組織運営、各団体の運営に関して、要するにそれを支援しなさいということですね。しかし、その支援するときに実践、自立性を損なわないように介入または関与してはいけないということですね。これも一種当然のことですね。あとは文章表現の仕方ですけども、特に問題なければ、どうでしょうか。いかがですか。

○富野委員長 一応そういうことで、このままでいきたいと思います。

6-1-5ですね。これは在住外国人の方々、愛荘町も当然いらっしゃるわけで、このあたりについて、実は今までこの議論はされて来なかったんですね。例えば、町民という規定の中に、在住外国人の方々が入っていなかったことが問題あるんです。今までの基本的な各地域でつくられている条例の中には、いわゆる住民そのもの、住民登録している住民と、それから外国人住民という方々、一応区別するということがあるんですけども、この部分でやるのかどうかということは問題があると思います。つまり、最初の定義のところがありましたね。あのところに、町民という定義と、それからそれ以外の住民登録していない方々の定義もありました。そこに在住外国人の方々を入れるということになれば、もっと一般的に定義ができます。

これは町の責務というよりは、町として町民の方々含めて全体として、在住外国人の方をどういうふうに位置付けるかという問題ですので、むしろ、町の責務として入れるよりは、もし在住外国人の項目を入れるのだったら、町民の規定のところ、あたりで、その定義の中に含み込ませるという方がいいのかなという感じがするんですね。それはなぜかと言うと、1つ難しいのは、憲法の保障された文化的生活というのは、若干、論争的などころがあるんですね。

○山本雅委員 私も、そっちの方に近いですね。

○富野委員長 要するに、在住外国人、けっこう縛られるのかという、逆に言うと縛られないのに保障だけするのかと、問題があるわけですね。ちょっとそういう面では、少し法律学者から言うと、ちょっと疑問がという、こういうふうに返ってしまうのです、憲法という感じだとね。

ですから、そういう意味では、このところで書くよりは、もう少し包括的に、要するに我々は仲間として受け入れて、一緒にやっていくんですよという形で、全体の定義の方にさせていただいた方がよろしいかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○**山本雅委員** そのとおり、とりあえず、憲法で保障されたを消しておいて、文化的生活からはじめておけば。

○**富野委員長** というのは、これを入れなくても、要するに町民の定義の中にはいってくると、当然それは全部権利は保障が共有できることになりますので、そこは当然そこにはいってしまえば、保障されるという前提になると思います。ですから、これを念入りにそこまで書かなくても、大丈夫だと思います。

○**山本雅委員** ここで言いたいのは「在住外国人」と、ただ単に住民、町民というのじゃなくて、在住の外国人の方というのを確立させたいですね。その人らに対するバックアップということが、ここは目的としていますので、ただ単に町民という形でいくと、外国人の方も他の町から愛荘町来て仕事をされている方も皆一緒になったわけですね。

○**富野委員長** えっと、ですから、その定義の仕方です。つまり、他の町から来ている人たちと、在住の外国人の方々を区別して定義するのかということで、町民の規定の中に。

○**山本雅委員** ここで、これをあえて入れたのは、それを定義したいという。

○**富野委員長** そういう意味では、町民の定義の中に在住外国人の方々の規定を、改めてきちっと入れておけば、ここで書く必要がないのかなということがあるんですけどもね。ただ、やっぱり念入りに、ここにやっておきたいということがあれば、皆さんの方で、それは別にそれでいけないということはありません。選択の問題ですけどもね。

○**山本雅委員** 私は、その住民と町民の定義の方へ回すというのは、それで賛成なんですけれども、その時に、在住外国人という、独立した文章というのですか、それをそこに入れたいと、要はこの文章がどこに在住外国人は当てはまるんやと済ますんではなくて、もうはっきり在住外国人という言葉に明記したいというように思います。

○**富野委員長** どうでしょうか。それはそれで1つのやり方です。これは、もちろん町の皆さんが最終的に自分たちでお決めになることですから、入れてはいけないということは、もちろんありません。要するに、入念規定と言って、念をいれて、ここはちゃんと

やっておきたいということがあれば、それはそれでけっこうですし。

○**森野委員** このこの文化的生活というのは、外国人さんの主体的な国の文化があると思うのですけれども、その生活というのはどういうことをとらえるのですかね。入れるとしたら。

○**富野委員長** どうなんでしょう、そこら辺は。

○**山本雅委員** 単に、今の日本の憲法でも、最低限の文化的生活と表現していますよね、もうそれと一緒にです。で、その最低限度のと、であれば、最低限度はどこという話になってくるので、まあそれはあえて入れてないんですよ。いわゆる、今の今日現在の状況を見ると、ブラジルから来て、日本で仕事がなく帰っている人も、帰りたいけれども帰る費用もないという人もいるわけです。あそこの学校の運営にしても財政が厳しいと、そういったところをちゃんとバックアップしますよというような、この文章の目的はそういったところですよ、はい、普通の日本の子どもらと同じような生活が、その家族が送れるようにということですね。

○**森野委員** 言い方を変えていることですか。変えているというよりも、文化的という形ですかね。

○**山本雅委員** うん、そうですね。最低限度の文化的生活といった場合、最低限度をどこにおこうかというのは、また議論が出てしまうので、あえて入れてないということです。はい。

○**富野委員長** でも、逆に言うと、憲法には最低限と書いてあるわけですね。

○**山本雅委員** 書いています。

○**富野委員長** ただ、それは正に議論をして決めなければいけないと思うんですよ。議論が出てしまうのがまずいのか、あるいは議論すべきところなのかということが、やっぱりあると思うのですけれども。ただ、お気持ちとしては、あれでしょう、最低限ではいけないということなんですよ。

○**山本雅委員** いや、最低限度ということですよ。最低限度の生活を送れるような支援をせんとあかんよ。

○富野委員長 そうですか。そうなら、最低限度を入れてもいいんじゃないですかね。

○山本雅委員 いいですか。

○富野委員長 だから、そこら辺は、そういう意味であれば。それで実は憲法でと、外してしまうことができるならば、逆に憲法の規定で、憲法でと書かないで、要するに健康で文化的な最低限の生活が送れるように配慮しなければならないというですね。施策だけではないはずですので、これは施策は外した方がいいでしょうね。もう少し包括的に書いた方がいいと思います。健康で文化的な最低限度の生活が送れるように配慮しなくてはならないということで、よろしいかと思いますけれども、もしそういうことがあれば。

それから、6-1-6です。これは先ほどご説明があったように、住民投票との関連もあってということでございますけれども、これはむしろ、町民主権に関することですね、最終的には。住民投票規定も、最終には町民主権ということに関わって出てくる問題と思いますよね。

ですから、これはいるのかなというのが、実は私ちょっと思ったんですけれども。これでしたら、むしろ逆に、もっと前の方に、一般的に町民主権というところを、あるいは、町民がまちづくりの主人公であるという、そういうことの規定を書いておけば、これは定義になると思う。

まちづくり、一般的原則ですから、それがあれば、逆に後ろの「町民とは」が出てきて、それぞれおかしくないと思いますね。これは特にそういうふうにしておくべきじゃないんじゃないかと思います。まちづくりの主人公という表現がどこかであったように思うんですけれども、前の方の。もしあれでしたら、あとで不成立的に町民主権という言葉を使うかどうかということで、やり直せばいいと思います。

まあ、ちょっと私の意見としては、これはだから、できるだけ簡略にするという観点からすると、ここにわざわざ入れなくてもよろしいかなと。それでよろしいですか。

○富野委員長 じゃ、6-2の方にまいります。『倫理規範』ですね。これはなかなか大事なところで、近年、やはり行政あるいは議員さんのあり方について、町民の皆さんは大変関心をもっていらっしゃることで、少し議論をしていただきたいと思います。

6-2-1は法令遵守規定ですね。これはいわゆるコンプライアンスと言われているものです。これは一般的には、だいたい最近の条例のどこでもはいつていることなんですけれども、特にこれに入れることについては、どうでしょうか、問題ないといつてよろしいですか。

○山本雅委員 問題ないです。

○富野委員長 はい。その次ですね。これは一般的な2-1の規定に対して、具体的に違法な手段による要求、つまり違法要求ですね。これは町民の皆さんのみならず、外部からの団体とか、いろいろな不当要求が行政に来る場合に、それをきちんと対応して、このあたりはどうでしょうかということです。これは基本的には、今はコンプライアンス条例というのは、この町はありましたっけ。

○細江主監 いや、それはないなと思います。

○富野委員長 そうですか。最近、各自治体でこういう具体的な違法な請求あるいは事について、要するに、そういう委員会を設置して、そこで要するに窓口を、職員個人個人が対応するのではなくて、そういうことに対して町全体として対応するという意味では、コンプライアンス条例というのをつくってもいいですね。

一番その不当請求に弱いのは、いわゆる個人が対応させられてしまうと、窓口で、そういうふうには限度があるわけで、それを組織としての対応に、どこかの位置で切り替えることによって、非常にそういうところに対して強い立場でできると、私は近江八幡のコンプライアンス委員をやっているんですけども、それに外部の識者は行ってきて、行政を外部の識者にいろいろ相談しながら、あるいは、例えば県警の元職員とか、そういう方もはいて、違法性に対する対処の仕方をかなり具体的に、要するにいわゆるそういうことの素人とである行政だけではなくて、専門家も含めて、法的な対応を含めて、きちんとやっていくといいですね。そういう組織をつくるんですね。

これはいろいろな団体組織あるいは企業が、開発行為であるとか、あるいは利権に関係したこととか、あるいは入札に関係したこととか、いろいろ出てきます。それが、どうしても行政は弱い対応になってしまうという、あるいは個人的な対応の中で苦しんでしまうと、そういうことは何とかしなきゃいけないという、非常に、私は近江八幡の事例を知っていますけれども、これをうまく運用すると、非常に透明な行政になってくるんですね。ですから、そういうこともあって、いわゆるコンプライアンス条例というのは、非常に有効だということを言われてわけですけども。まあ、それに関する規定なんですね。

だから、もちろん、行政は違法なことに対応してはいかんということは当たり前でありますけれども、でも凄みをきかされて迫力を持ってくると、なかなか大変だというのは、私も市長をやっている時に、まず非常に大変だったので、市長室にまず呼んで、そういう人たちに市長として話すといって退治したのは、いっぱいありましたけれどもね、やっぱりそういうことがあるんですよ。

ですから、これは具体的な違法な請求に対して、きちんとそういう形をやりますと、公開してでもやるんですよと。ただ、その旨の請求ということを公開しなければなら

いということなんですね。どこまでできるかという問題が実はあります。なぜかと言うと、プライバシーとか、実は法律違反でも明白な場合はいいんですけれども、威嚇行為なんていう場合は、実は法律違反とまではいかないケースがけっこうあるんですね。それを公開してしまうと、例えば、裁判で争った場合に行政が負けることもありうるわけですね。つまり、個人の名前が出てくるとか、あるいは商売のじゃまをしたとか、いろいろなことが出てきて、非常に微妙なケースがあります。

ですから、すべてのケースについて公開しなければいけないということを前提とすると、非常に実は逆にやりにくくなっていくということがあるんですね。これは近江八幡の方も、委員会の中では、もちろん全部市長公開してやりますけれども、外部に対しては処理ができて、それが明確に結論づけられて、公開してもよろしいという判断がした場合だけ公開するというので、今でもやっているんですね。

ちょっとこれは、もちろん件数が何件もあって、こういうケースがあったという、ケースぐらいはいいんですけれども、すべて公開ということになると、なかなか難しい問題があるんですよ、実際は。ですから、この公開条項について、ここまで書き込んでしまうのは、あるいは条例に書いてもらうような内容にするかということについては、ありますか。

ですから、公平性を損なう不当な要求に応じてはならないと言って、それについて、要求に対しては、要するに行政の組織として対応しなければならないみたいな、そういう書き方をしておいて、あとは条例に委任するという、そういうやり方もあるんですね。ちょっとデリケートな問題で、ここで公開しなければならないと書いてしまうと、条例をつくったときに、それを守らなければいけないことになってしまいますから、条例の範囲が非常にきつくなっちゃう、そこら辺はどうもちょっと微妙な問題があるみたいなんです。

○山本雅委員 あれなんですね。公正取引委員会のあれも正規の手続き、正規の書式で申し出たら、今その審議はどうなっていますよというのは、全部連絡してくれているんですよ。ところが、正規の様式でなしで言った者に関しては、一切経過は、結果も報告しませんというような、あれは昨日もちょっとだいぶんしゃべっておったんですけれども、公取と。

○富野委員長 そうですね。

○山本雅委員 その辺で、もっと私が感じているのは、ある約束事を守ったら、最低限教えてあげるけれども、要は約束事というには、その文書の書き方、項目の並べ方とか、それが間違っていたら、間違っているということも公取からは言わないし、間違っていると思うことに関して、何も結果も報告はしてあげませんよと。自分の出したやつが正

しいのか、様式が間違っているのかも、個人では判断できないというような、今現在、そういうような運営されているんですね。

だから、要求があって、はじめて言うのではなくて、要は知りたい人がいつでも知れるようにしておきますよというのが、ここの目的です。

○富野委員長 それは、当然そうなんですよ、当然そうだと思います。

ただ、実際はどういうように運営しているかという、コンプライアンスはですね、非常に有効なのは、庁内の職員が問題が起きてから相談に行くよりは、実はこんなケースどうでしょうかと、相談に行くケースがものすごく多いのです。例えば、近江八幡だと、1年間で400件ぐらいあるんですね。実はそういう不正行為、迷惑があるという意味じゃなくて、町の職員がちょっとこれは法律に引っかかるかもしれないということで、自分でやっていることも相談に行くし、それから、町民の皆さんから、市民の皆さんから相談に来られたとき、そういうことについて、いやこれは少し法的に検討した方がいいということなんかも相談に行くわけですね。

そうすると、そういうことを全部公開してしまうと、実は市民の皆さんが相談にいったこと自体も公開されてしまうと、非常にそういう意味で、つまり事前に不正を起きてくる芽を摘んでいくという意味での、いろいろなことがやりにくくなっていくんですよ。

だから、そういう意味では、今おっしゃったように、どのような相談があって、件数はどれぐらいとか、全体の統計的なものとか、そういうのは出すこと自体は全然問題ないですよ。今はやっていますね。それは条例の中に書く方がいいんですけども、すべての内容について公開するという前提でやると、実はこの問題というのは、なかなか難しいです。職員も萎縮しちゃうんですね。逆に、公開されるということで、だから、そこら辺はもう、ここで公開原則と全部書いてしまうと、そこら辺が非常に難しいですよ、実は。

○山本雅委員 「……応じてはならない」に留めておいた方が、逆に運用上はやりやすいんですね。

○松浦委員 かもしれない。

○富野委員長 そうですね。それともう1つは、組織的に対応しなければいけないということを書いておいた方がいいと思うのですね。要するに、個人がかんばるんじゃないんだと、コンプライアンスはそういう概念じゃないんです。組織として対応しなければいけないということなんですね。だから、強くなるんですよ。本当に、今、職員の皆さん、窓口でがんばっているんですけども、それは個人がかんばるといのは限度があるんですね、非常にそういうところで問題が起きてしまう。あるいは、個人がもし判断ミス

をした場合に、それをどうやって処理するかという場合も、個人がおまえの責任でやれと言われたら、どうしようもないものがあるんですよ。そういうことも含めて、できればいいんですけども。組織としての対応ということ、ぜひ書いておいた方がよろしいんじゃないか思います。

すみません、ちょっと私もコンプライアンス委員をやっているものですから、そういうことで実態をちょっと踏まえて、少しご意見申し上げたということです。

それから、6-2-3ですね、これは不当要求と言っても、組織の内部です。議員さんや、よく問題になっていることですね。それぞれの町や議会で違うと思いますので、こういう規定がこの町で必要かどうかということにはわかりません。でも、一般的な規定として必要だということであれば、入れておくことはよろしいかと思いますが、これ一般的にいうと不服従規定と言われているものです。

これは当然のことなんですけれども、組織ですから、上司の命令に従うということは当然ですね、しかし、例えば、入札なんかでなぜ不正がおきるかという、当然担当者が不正を起こすよりは、実際何か指示があって、あれやるわけですよ。指示があってやってしまって、あとで犯罪として告発して職員が懲戒を受けるとなるとかということ、これではしょうがないですね。

むしろ、それまずいですよと、職員が言えるような、それがまずいですよと言ったときに不利益な処分にならない、受けないようにしていくことが、実は非常に重要だということですね。

これは非常に先進的な条項です。今、行政の中ではあまりこういうのを持っているところはないんですけども、そろそろこういうこともやらなきゃいけないということ、要するに、未然防止ということ、不正の。職員が、これやって自分の人生を台無しにする人、けっこう多いんですね。そういうことを、職員を守るためにこれはある規定です。

申し出規定は、どういうふうにつけられたのですか。

○山本雅委員 これ申し出る権利を有するという形にすると、言おうと思う人が申し出ますけれども、ちょっと気の弱いやさしい人は申し出ない、泣き寝入りしてしまうという形がありますので、申し出なければならぬという形にして、した方が、こういった今先生おっしゃるような内容になっても、結果として減らしていけるやろうという考えで、「申し出なければならぬ」と。

○富野委員長 なるほど。これは実はちょっとそこは、この指示・命令、命令・指示に従ってならないというところをよく読んでいただきたいんですけども、実はこれ、もし命令に従ってしまった場合は、条例違反をやったということになるんです、職員が。だから、この「申し出なければならぬ」ということ以上に、実は条例違反で罰せられる

んです。

○山本雅委員 どういうことですか。

○富野委員長 要するに、これよりもっときつい規定なんですね、実は上の項目というのは。例えば、入札について、ちょっとこれを変えて、入札のときに、これこれやりなさいとやったときに、「いやそれはできません」と、「それは違法行為になるので、それはぜひやめてください」と言わなかったら、町の職員の方も言わなかったということで、条例違反なんです。だから、要するに懲戒処分の対象になってしまう、逆に。

そこのところは、ですから、申し出規定をつけなきゃいけないかというよりも、もう少しきつい規定なんですね、この上の項目というのは。そこのところをちょっと認識していただく方がいいのかなと思うんですけれどもね。従ってはならないわけですから、従いませんと、当然申し出しなければなりませんね。申し出があったら条例違反になって、職員自身も罰せられると、もちろん上司は懲戒の対象になりますけれども、それに従った部下も、申し出なかった、やらなかったということで、罰せられるということなんです。

○山本雅委員 その場合ですね、どこまでが不当で、どこからが正当化というところの当然判断分かれるところあると思うのですよね。ですので、これを指示を受けた人が自分でこれは不当やと、指示した方は正当だったと、あくまで受けた人が自分の判断でこれは不当やと思った場合は、それを申し出て次の6-2-4のここへつなげたいと。

○富野委員長 これは、条例のつくり方なんですよ、むしろ。だから、本当は6の2と3と4は、これは条例事項なんです。条例で決めるべきことなんですね。ここで細かく基本条例で決めることは特にないわけで、要するに命令、要するに違法な命令に従ってはならないと、要するに自分の判断したときにですから、要するに客観的に違法だと判断したときになっているので、要するに判断されたときではなくて、自分がああこれはまじいなと思ったときに、従ってはいけないということですね。

じゃあ、それをどう処理するかということは、実は条例の中で書き込むんですね。そういう場合に、きちんとその委員会に、もし上司と意見が違った場合、上司はそれを部下にやらしてはいけないとか、それから、そこで意見が違ったものについては、具体的にできなくなっちゃうのですから、できないと困りますから、じゃあ委員会にかけて、その委員会でその可否を判断してもらうわけです。

そういうことは手続きとして出てきますので、そこまで基本条例に書くと、あまりにも細々となり過ぎてしまうので、基本はやっぱ2-3のところまで十分なんですね、実は、条例をつくるという前提であれば。

○山本雅委員 あとは会規定ということですか。

○富野委員長 そうなんです。あまり、自治基本条例で細かいことを書き込んでしまうと、要するに、議会での審議とか、そういうことを全部縛ってしまいますので、やはり、議会は議会としての判断とか、いろいろなことがありますよね。あるいは手続きについては、行政の内部の手続きも出てきますから、ここであまり書き込まない方が実はいいんですね。

そういうことで、これについては、やっぱりコンプライアンス条例をつくるんだという前提で、ここで議論されたという、そういうことをノートとして、留意事項として置いていただいた方がいいと思うのですね。その上で、条例の中で協議していただくと。だから、こういう議論もありましたということ、要するに、あとで残しておいておくということなんです。

○山本雅委員 もう1回、確認ですけれども、6-2-2は一行目の「…不当な要求に応じてはならない」と、ここまでにして、2行目、「また…」からは削除と。

○富野委員長 それで、組織的な対応をしなければならない。また、その場合は、組織的な対応をしなければいけないということですね。

○山本雅委員 6-2-3も、その「…その命令・指示に従ってはならない」で終わっていて、「また、その旨の…」は削除。

○富野委員長 あとは町例事項ということですね。

○山本雅委員 6-2-4を、これは会規定の内容なので、ここからは削除ということ。

○富野委員長 その方がいいかと思います、すっきりして。あんまり項目を増やさないと、たぶん、基本条例としては、憲法と同じですので。すみません、あんまり強く言って申し訳ないんですけれども。これは本当に条例で、またきちんと議論をしたいと思います。

その次、6-3にいけます。『議会・議員・町長の責務』ということですね。すみません、そこでちょっと、ここへ町長を入れたというのは、どういう意味ですか。

○山本雅委員 この部分ですか。

○富野委員長 実は、基本的に町行政というのは2元代表制ですよ、だから、議会と町長さんは別の立場なんですよ、本来は。そういうことで、これを一緒にするというについて、特別なにか意味があって、おやりになったのかということをお聞きしたわけです。

○山本雅委員 特にないです。

○富野委員長 そうですか。

○山本雅委員 この部と下の6-3-4、3-5が町長、同じですね。上の3つが議会ということで、単純にまとめたというだけです。

○富野委員長 どうでしょう。自治制度から言うと、ちょっと2元代表制ということですから、少し分けたほうがいいかなというのがあるんですけどもね。別に消さなければいけないということじゃなくて、分けるということの方が、どうでしょう。委員をやっておられる方々 藤田さん、どうでしょうか。

○藤田委員 議会の方ですか。

○富野委員長 いや、議会と首長さんを一緒に規定してしまう。

○藤田委員 すべて公開というのは、議会の方はおそらく抵抗あるだろうと思います。

○富野委員長 いや、ちょっと、今、この6-3の議会と議員さんと町長、3つ一緒になっていますよね、

○藤田委員 一緒になっている。

○富野委員長 そういうことで議会の方はいいのかということです。基本的には2元代表制なので。

○藤田委員 基本的にはやっぱり離れた方がいいですよ。

○富野委員長 そうですね。

○藤田委員 町長、議会は議会。完全に独立していますもんね。

○富野委員長 ちょっとそれは。その上で、まず第1項です、おっしゃったように公開事項ですよ。これについてどうですか。副委員さんのご意見を。議会としては。

○前川委員 「すべて」は難しいですよ。

○藤田委員 情報が個人的に、個々の情報が個々に伝えたことを、公開しなかったらすべて公開してないやないかという、その誤解を招く恐れがあるなど。その人のとり方によって、この方にはその情報を流して、この方には情報を流していないという時に、すべておまえ流せというふうになっておるから流しなさいと、果たして言えるか言えないか。

○富野委員長 ただ、ここでちょっと1つあるのは、議会はと書いてあるのです。ですから、たぶん、山本委員は注意してやられていると思うのですけれども、議会という規定と議員さんの規定は分けて書いてあると思います。

6-3-3の方は議員さんに関する規定ですよ。6-3-1の方は議会の規定です。ですから、議会全体としてということですね、これは。そのあたりがちょっとあるので、議会そのものは公開しなければいけないという規定というふうに読めるんですね。で、下のほうは、6-3-3の方は、議員さん、個々がこうであるべきだという規定なんですよ。そこを少し分けてやっていただくと、みていただいたとおりにいいかなということは申せます。

その上で、じゃあ議会の活動はすべて公開されるべきかどうかということですね。今、公開されていない部分、ありますよね。例えば、協議会は公開されていませんよね。

○細江主監 はい。

○富野委員長 根回し。

○藤田委員 今日も特別委員会をやっているからね。いろいろ。

○富野委員長 委員会は公開ですか。

○藤田委員 ええ、公開です。

○富野委員長 そうですか。

○藤田委員 秘密会というものはないね。最近。

○細江主監 ないですね。

○松浦委員 秘密会？というのがあるんですか。

○富野委員長 いや、秘密会として、でも有り得るですよ。規定があるんです。なぜかと言うと、個人の問題があるとか、非常にデリケートな話、有り得ますよね。あるいは個人の資産が対象になって議論しなければいけないとかですね、そういう場合は秘密会でやることは有り得ます。

○細江主監 ありますよね。していないだけで。

○富野委員長 だから、規定があるんです。もしこれをやるとすると、その規定も全部削除しなければいけないですね、議会の。

○委員 それで、記憶で4、5回は特別委員会があったけれども、百条はやったことないですね。百条をやってしまったら、もう大変ですからね。やっぱり法に触れてくるからね。一応、法律に出てくるから、もう百条はもううちの場合はないんです。

○富野委員長 そうですね。百条やった場合は公開になりますか？

○藤田委員 公開とは今回言っていないですわね。傍聴は可能やと思うのですね。

○富野委員長 そうですね。百条の、特に秘密会しなきゃいけないということは書いてありますよね、一般的には。秘密会は秘密会としての規定があるだけですよね。

○細江主監 特に書いてないと思います。百条は。

○富野委員長 百条は公開になるでしょうね、基本的には。山本委員どうですか。

○山本雅委員 研究会と言われたけれども、今、ややこしい名前で、議員なんとかなんとか委員会、公開選挙をやっておられるところありますよね。

○細江主監 今あるのは、全員協議会ですね。常任委員会、特別委員会。

○山本雅委員 あの公開せずにやるやつが。

○藤田委員 九十九条やったね、百条までいかんと。九十九条やった。意見を聞いて、参考人を呼んだ。その辺はやっているんですけどもね。法には関係ないです。

○富野委員長 これは要するに、ここで注目したいのは、活動内容と書いてあるんですね。つまり審議内容ではないんです。ということは、これの解釈としては、当然のことながら、協議会も入るといことなんですよ。今、協議会は公開じゃないんです、だと思います、どこの議会でも。

そこはどうでしょうか。私はなんとも言えません。

○細江主監 私もなんとも言えません。

○富野委員長 議会の方でなんて言うでしょうね。

いや、ここは市民の皆さんが集まっていたいただいているところです。あるいは行政の皆さんも、今の仕事の中でやっておられて、やっぱり議会の活動、議会自体ですね、議員さんでなく議会自体の活動はすべて公開してもいいと、やっぱりそういうことであればあるで、少なくともこの委員会としては出してもいいんですよ。最終的に、町長さんや議会がどう判断するのかは、これはまた別です。ですから、この委員会の姿勢としてどうするかということは、皆さんで考えていただきたいということですね。

○藤田委員 常任委員会と、普通の委員会が2つあるんですよ。常任委員会は、それは認められた委員会です。これはおそらく傍聴できると思うのです。

○富野委員長 そうですね。

○藤田委員 普通の委員会はほとんど傍聴になっていないです。それに傍聴しなくてもいいと思う。ただの委員会は。

○富野委員長 そうですね。

○藤田委員 常任委員会は、これはやっぱり決められていますので、法で、やはり傍聴者は入れます、はい。

○富野委員長 そうですね、協議会は公開できますか。

○藤田委員 細江主監 できない？ できる？

○細江主監 していません。

○富野委員長 していませんよね。

○細江総務主監 していません。してはりません。

○山本雅委員 ただ、ここで言っているのは公開、今公開せずにやっているやつを、公開しなさいと言っているんでなくて、公開していないけれども、そういうものをやりましたよということを、ちゃんと言いなさいと。

○富野委員長 これも提言ですか

○松浦委員 そうそう、そう。そういうことです。

○山田委員 今、先生が言われるように、これは議会さんがどう言われるかというのはよく知りませんが、町長が、例えここで決めることにはならんと、公開しなければならないが一番私はいと思います。

○富野委員長 そうですね。おっしゃっている、そう傍聴するかどうかということだけではないんですね、公開というのは。だから、具体的にどうするかは別の問題ということもありますね。

じゃあ、ここの会の方向付けとしては、一応公開ということで、公開の様態については、また別に具体的に考えていただければよろしいということで、どうでしょう。

○富野委員長 じゃあ、これはそういうことで、3-1はそういうことにおきます。議会の方の反応が楽しみです。

3-2ですね。議会は、町民活動を活性化するための具体的な対応をしなければならない。これ、町民活動を活性化することについて、ちょっと議会がどういうふうに絡んでくるのかというのを、少し説明していただきたいんですけども。

○山本雅委員 結局ですね、今言っています、この主たる目的の住民が主体となって動きます。行政とタッグを組んでやりますと、その時に議会はという、議会の役目は何するのという話になるわけですね。ですので、議会も当然その中の構成員の一面として、歩調を共にしてもらおうという意味で、具体的に何をするかというのは、また別の規定で決めるとして、今どうしても、今までの文章で、町民と行政という2つがずっときている

ようになっていて、ここである意味、はじめて議会が出てくる形になっていますので、議会も一緒やと、という体制やというようなつもりで、これはできています。

○富野委員長 なるほど。どうでしょうか。ただ「具体的な対応する」というと、具体的に、イメージとしてはどういうイメージなんですか。行政なんかだとね、例えば、支援策をつくるとか、いろいろなことがありますね。議会のその具体的な対応というのは、どういう対応なんでしょう。

○山本雅委員 今現在の議員さんに、どう言ったらいいのかな、自分らはこういうことを思っているけれども、こういうことを議会で考えてくれとかということ、たくさんの方が言っているかと言うと、必ずしもそうはいかへん。議員さんの方もそういったことを積極的に、地域の住民の声を聞きに回っているかと言うと、そうも言えない。そうですね、ですので、その辺で隔たりがあるというのかな、そんな形が今現在、正直あると思うのですが。あの議員さん、何やっているか何も知らんけれども、気にもしていないというのも実際あると思いますし、その辺でもっとその辺の垣根をとっていくとか、まあ逆に言うと、本来の議員活動のために、具体的に何をやるんやというのは、各々の個別でそれぞれ考えればいいと思うんですよ。そういう、こういった意識をもってもらおうというのが主たる目的です。

○富野委員長 実は、ちょっとそれについて言うと、私は、せつかくこの6-1-1の方で、町はこういうことをしなければいけないと書いてありますね。議会もやっぱり、要するに、町だったら、例えば、計画的にやるとか、あるいは財政基準をつくってやりますね。だから、議会全体としては、そもそも何、どういうふうにやらなきゃいけないなということを書く中で、こういうようなことも含めて書いていいんじゃないかと思うのですね。

例えば、議会は町民の代表機関として云々とか、町民との意思疎通に努めとか、そして、その適正な審議を行うように努めなければならないとかですね、そういう規定の中でそれをやっていった方が、議会全体として何をやらなければいけないと書いてあるのはちょっとさびしいんですよ、行政だけ書いてあって。

そういう意味では3-2の規定は、そういう意味では、そういう形にして、その中に、町民の皆さんとの意思疎通という、町民活動との接点を積極的につくっていくという、そういうことも書き込んだ方がよろしいかなと思う、ちょっと思うところなんです。ですから、「議会は、議事機関として」と書くか、あるいは「審議機関として」と書くか、住民の代表として。

○藤田委員 議会は、審議機関ですからね。その辺の認識を持ってもらわないかんです。

○富野委員長 そうですね。だから、そこをきちんとそれを書き込んだ方がいいんじゃないですか。例えば、議会は町民を代表する審議機関として、住民との意思疎通に努め、そして住民との意思を実現するために力をつくさなければならないとか、例えばそういうような、今の言い方でいいかわかりません。何かそういうようなことを書く。それで、その中で町民との意思疎通とか、町民との関係が活性化を図るみたいなことが出てくるような内容で書き込めば、どうかなと思いますね。その方が、要するに、行政に対する規定と、ちょうどバランスがとれるような感じがするんですよね。ちょっと3-2は少し書き替えをした方がよろしいんじゃないでしょうか、そういう意味で。基本的な議会のあり方ということも含めて書いておくとね。

○藤田委員 この米原の20条は、責務というのは、この通りなんです。この通りが守られているか、守られないかということです。

○富野委員長 だから、3-1で、そこら辺をちゃんと書き込んで、公開条項を別にして3-2にもってくるという手もあるんですね。少しそこを整理されたらどうでしょうか。具体的な文言については、また少し確認していただければいいです。

3-3、これ議員さんに対する規定です。これはどうでしょう。「議員は、住民の代表機関である議会の構成員として自己研鑽に努め、常に町民全体の利益のために行動しなければならない。」これは一般的な書き方です、どうでしょうか。これはよろしいですか。

○富野委員長 で、1つ、最近だいたい動きが出てきたことの中に、議会基本条例という、そういうのを定められている自治体が、けっこう出てきています。それについて、我々はどういうふうにかえるかというのですけれども、そこまでは、とりあえずは考えないで、議会の皆さんの動きに任ず、そういうことでよろしいですかね。まだ熟していないということがありますね、それぞれの自治体は。じゃあ一応それは、ここで書き込まないということにしましょう。

じゃあ町長さんの方ですね。これは6-4になりますかね、資料としては。本当はただけどどっちだったろう。行政機関が先にきちやっついていいんですかね。あ、でも、町全体の話だからいいか。

○山本雅委員 そこまで難しく、わからないですね。

○富野委員長 わかりました。町長の責務ですね。「町長は、愛荘町の代表者として主権者である町民の厳粛な信託に応え、…」ここにちゃんと主権者である町民と書いてありますね。これは、だから定義のところを持っていくことはできるでしょうね。まあまあ、これはこれでいいです。「…この条例に則り、公正かつ…」これはだいたい一般的なやつ、

規定です。これは当然でしょうね。特に何か付け加えるところがもしありましたら、またいらないところがあったら、よろしいですか。

○**富野委員長** はい、その次ですね。「町長は、常に町民の意向を把握し、町政の情報を町民と共有しなければならない。」ということですね。これについてはいかがでしょうか。これ1つ、多少微妙な、町政の情報を共有するのは、長の責務なんだろうかということですね。行政の責務と長の責務は、分けなくてもいいのかなと思うのですけれどもね。町民の意向を把握し情報を共有するというのは、むしろ町の責務になるかも知れないですよ。長は統括責任がありますけれども、こういう具体的な意向など、ただアンケート調査やるとか、そういうことも含めて、あるいはヒアリングやるとか、これはむしろ町の方が馴染むのかなと感じがしないでもないですけれどもね。どうでしょう。

ただ、情報の共有は情報のところで、確か、これも出ていましたよね。

私、長をやりましたけれども、長だけの責任にされちゃうとちょっとなあ、というがありますけれども、実は。もちろん、長というのは代表機関ですからね。行政全体を代表するというので当然これもありますけれども、やっぱり全体としてという方が、馴染みがいいような気がしますね。山本さん、これをつくられた主旨は、どういう主旨でしょうか。

○**山本雅委員** 町長としての立場で、知り得ている公の情報というものを共有ということですね。その時の表現が今のこの町政の情報という言葉に変えるのが正しいかどうかはちょっと別として、そういう目的です。

○**富野委員長** 逆に言うと、町長でしか知り得ない情報があるということですね。

○**山本雅委員** まあ、あるでしょうね。

○**富野委員長** うーん、そうですね。町長しか知り得ない情報、町長が、でしか知り得なくて、それは要するに、職員の皆さんさえ知り得なくて、ある情報ってありますよね。それは町民には公開しなければいけない、共有しなければいけないというんですよね。

○**松浦委員** そういうことって有り得るんやろうか。

○**富野委員長** 確かに、町長、長でしか知り得ない情報というのはあります、それは。ただ、それは共有できる情報にしているのかなという問題があるんですね、少なくともその時点で。いや、私も情報公開条例はつくって、それですごく苦勞したことがあって、やっぱり、つまり、町とか市の利益のために、この情報が今公開されなきゃいけないか

どうかということ判断しなければいけない場面ってあるんですね。だから、それを共有しなければいけないということが、一般的に言われてしまうと、長は何たるかということになりかねないところがあるんですね。職員にも言えない情報がありますからね。なかなか条例となるときついですよ。やっぱり、やらないと条例違反ということになりますから。

○**山本雅委員** 難しいから、これもう削除しましょうか、これね、行全体を。

○**松浦委員** 山本さん、町長にこのままぶっつけて、そうしたら町長がどういう判断されるか。

○**富野委員長** 一般的には、もちろんそうなんですよ。おっしゃるとおりなんですよ。できるだけ情報を共有してということは当然です。だけど、長にすべてをやれと言われると、なると、ちょっとありますよね、ほんとうに。そこは武士の情けで、ちょっとこれは、あの。

○**山本雅委員** ただ、これ消すと、あと町長に関するのが1行、1文だけになってなんかさびしいかなと思いますけれども、もう1つほしいなと思うのですけれども。

○**富野委員長** そうですね。何かあるといいですね。

○**山本雅委員** 何か考えましょう。

○**富野委員長** 地方自治法に書いてあることを引用すると、要するに、行政の各機関、独立委員会とかありますよね、だから、統括して全体をきちんとコントロールしなければいけないというのが別にあるんですね。そういう意味では負託に込んでいるだけじゃなくて、行政の長としてきちんと組織を機能させるということも、地方自治法を引用して書けば、それはそれなりに書けますけれどもね。

○**山田委員** 当たり前のことや。

○**富野委員長** ええ、当たり前のことです。法律に書いてあることは当たり前のことなんですけれども。ただ、実際は、各委員会の統合というか、全体を知ってまとめている、なかなか難しいものがあるんですが、特に議会との関係がなかなか難しいところがありますから、要するに、全部主導しちゃうとはいけませんですね。教育委員会でもそうです。ちょっと、そこら辺をじゃあ少し、注意をして書きましょうか。

すみません、ちょっと時間を食い過ぎて、職員の皆さんの責務ですね。「町職員は、この条例に基づき公益のために誠実に職責を果たし、効率的な…」これは一般的な規定で、どこでもあると思います。これはこれでよろしいですか。

○**富野委員長** 6-2ですね、これは、能力の開発と自己研鑽ということですね。これはぜひやっていただきたいということで、だから研修なんかもOKです。一応、これはこれで、そうですね。

6-3ですね、こここのところ、ちょっと説明していただきたいところ、同上のために必要な資格を取得できたとき、つまり取得するためにではなくて、取得できたときにと書いてありますね。そこがポイントだと思うのですけれども。

○**山本雅委員** そうです。

○**富野委員長** そのこのところをちょっと説明していただきたいと思います。

○**山本雅委員** そうです。これは、今、民間でも多くあるんですが、今までは本人、その資格を取りに行きますよと、受験代と交通費を下さいと出していたんです。そうすると、今年出した人がまた翌年、去年落ちましたやん、今年も受けるからまたお金出してくださいとやっていると、正直ある一人の人は1回だけで済むかもしれんし、ある人によっては5回、6回かかるかもしれん。それをまた行くという人みんなにしますと、経済的な負担度が大きくなりますから、特に、だから逆に、取れたら、あとからそれにかかった費用はお支払しますよという、受けに行つて取れなかったら全部自己負担やと、これはがんばり取らんとあかんなということで、自己研鑽につながるという、そういう考えで取れたときはという形にしております。

○**富野委員長** どうでしょう。

○**前川委員** ほとんど、これですね、どこでも、企業は。取つて、出したら、それに対して交通費だけじゃなくて、5万円とか、2万円とか、経費にしたがつて。

○**富野委員長** そうですね。ただ、これは自治基本条例に書かなければいけないのかと言ったら、あそこ妙に細かいなというのが実はあるんです。気持ちはよくわかります。どうでしょうかね。基本条例に書くことなのかなあ。

○**山本雅委員** ただね、よくあと民間であるのが、毎月の給料に、この資格をとつたら、毎月の給料に1万円上乗せしますよとかあるわけなんですね、と、ただそれは痛い、や

めるまでずっとです。それすると、またそれもお金が大きくなってしまいうんで、ここに書くことによって、要は今言ったそれにかかった最低限の費用だけはちゃんとあとで払いますよと、それは別に給料にも反映しませんよということですよ。

○**細江主監** なかなか、これも難しい現実はね、資格だけ取ってやめていかはる人もいますしね。

○**山本雅委員** そういうことでしょうか。そこまではどうしようもないですけども。

○**藤田委員** これは民間と一緒にすわ。民間は取得したら費用は出るんです。なんぼそのかかった費用がたくさんあっても、これに取得できなかつたらいただけないんです。民間はそうです。これは同じなんです。

○**富野委員長** だから、この種のことを、基本条例に書くのは、ちょっと、少し抵抗感がありますね、私は。やっぱり、実際行政の中で、どう使うかということは、社会での関係で決めていることですよ。例えば、これ50年間使う条例だとして、これをずっと書いておくんですかというのもあるって、どうなんでしょうね。こういう意見があったということ、むしろ条例そのものを書くんじゃなくて、条例審査の中で、こういうことがあったんで、そういう改善をしてほしいという要望事項にしておいたらどうでしょうか。

○**松浦委員** そうですね。

○**富野委員長** ちょっと細かすぎると思います。書きたい気持ちはわかりますけれども。

○**細江主監** 別の方で考えさせてもらいます。

○**富野委員長** そうですね。いろいろ職務規定とか、研修の規定で、やっぱりいろいろなことあります。今の研修のやり方でいいのかということも当然ありますから、そういうこといろいろ出てくると思いますけれども、ただ、基本条例は、少しそういう意味で、大きな視野でとらえていると思いますね。すみません、それじゃあ、これでだい6章は一応終わります。

第7章ですね。『地域自治活動』ですね、町民組織、7-1-1です。これは、要するに、町のために組織をつくって、その運営を町に依頼するという意味ですよ。とりあえずそういうことができるということですね。この規定はどうでしょうか。

これ一般的には、まず第1に組織をつくることのできる規定がまずあって、その組織に対して、どうするかということは、別の条項で普通書くんですけども、それはそう

しないんですか。

まず第1に、組織は大事であるということ、ここできちんとまず押さると、つくってやってくださいねという感じですよ。それに対して、町はどういうふうに対応するかということが、その次に書くというのが普通なので、基本的にはこれは2つの項目に分けることが多いんですけれどもね。

○山本雅委員 まず一番で、組織をつくることができると。一番にもってくるわけですね。

○富野委員長 そうですね、つくることができるというのは、「つくることができる」は、何かおかしいですね。当たり前の話なので。あるいは、もう少し進んで、町はそういう認定をするという、つまり、これは普通、要するに組織をつくるのは結社の自由ですから、憲法で保障された権利です。だから、これをわざわざ書くことはなくて、むしろ、町は、広域的な活動をする組織については独自の認定を、つまり、広域に活動する団体だということを認定することができるという、そういう規定だと、それに対して逆に、認定したんだから支援とか、いろいろな環境をつくっていくとか、広域的な目的のために協力するとか、あるんですね。ただ、そういうことをやると、その認定をしない団体はどうなるのかという問題が出てきてしまうわけです。

これは、今NPOというのがありますよね。NPOも認定を受けるNPOと、つまり法人になっているNPOと、そうじゃないのをご存知ですよ、あって、NPOとして認定を受けると、例えば、いろいろな便宜を受けられるし、法人格を持っていますから、契約もできるということなんですけれども。例えば、行政はこれからいろいろな活動をしていくときに、NPOじゃないと、例えば、契約をする時に大変難しい、個人名で契約しなければいけないというようになるわけですね。

そういうことがありますけれども、逆に言うと、今おきていることは、じゃあNPOという法人格を持たないと行政と契約はできないのかという問題が逆に出ているんですね。例えば、指定管理者制度をやるときに、要するに、法人格を持っていないと契約できないというふうにやっている自治体もあります。

そうすると、逆にそうじゃなくても、やっぱり町のために役立つ活動だったら、そこと契約したっていいじゃないかという考え方もあるわけですよ。そういう場合は、だけど何らかの基準がないといけないわけで、そういう意味で、要するに、行政が一定のそのものを認定していくという、そういう手続きがあった方がそういうことがやりやすくなるわけです。これは保育の問題でも、あるいは高齢者の福祉の問題でもそうなんですけれども、無限定的にやられると、今度は個別の職員の関係で、この団体というのはよく知っているからそこへ出してやるとか、そういうことも有り得るわけですね。

だから、少しそういう意味では、一定程度、広域的な活動をしているという認定を、町独自の認定制度をつくって、そこでそういうものに対しては、行政が支援もするし、

やりやすくなるし、きちんと客観的な基準でいろいろな委託や契約もしていくことができるというふうに、そういった可能性があるんですね。

だから、そういう意味では、7-1-1の規定は、一般的なその結社自由という、憲法の規定どおり書いてしまうか、あるいは一歩進んで、町が少しそういう認定制度のもとに、町民の皆さんの活動を、きちんと客観的な支援をする基準をつくっていくということ、いう書き方にするのかという、そういう選択はあるんですね。そこはどうでしょうかね。そこまで考えていない？

○山本雅委員 今、だから、NPOではないけれども、そういった活動をしているところに、先ほど10万円かな、補助しようという制度はあるわけなんです。ただし、今先生がおっしゃった指定管理者制度は、基本的にNPOか、何らかそういう組織でないと契約できないという形になっているのも一緒なわけです。今の10万円に関しても、10万円、確かに自宅らのやつは効果がありますね、10万円補助しますよというところもあれば、申告はあったけれども、ちょっと効果が期待薄やということで、却下しますというところもあるわけなんですね。そのハードルを下げていきたい。もっと下げることによって、10万円でも5万円でもいいんですけれども、補助するからがんばってやってくださいよというような形に持っていききたいというのが、この7-1-1の主たる考えですね。

○富野委員長 ただ、活動内容に関わらず補助を出すということは、ちょっと危険じゃないですか。

○山本雅委員 だから、活動内容を書いて申告すればいい、町に、それで町で誰かが判断して、ああわかりました10万円あげますよと、残念ながら却下ですとか、いう形ですね。

○富野委員長 現行？

○山本雅委員 今現在、だいたいそんなもんですね、今。

○細江総務主監 今のもともこの10万円なんですけれども、なぜできたかというのは、NPOが少ないと、非常に少ないので、やはりNPOを育てていくための補助です。極端に言えば。そういういろいろな自分らで広域的な事業に取り組んでもらう、その仲間に対して補助をさせていただいて、目標としては、NPOに育てていってもらうがための支援策、これは町としてからは、そういう思いでつくったので、持続性が非常に少ない。

○富野委員長 どうなんでしょうね。そうすると。それは要綱でやっているのですか。条

例でやっているんですか。

○**細江総務主監** 要綱です。

○**富野委員長** 要綱ですか。その目的は、いわゆる市民活動の育成みたいな目的になっているんですか。

○**細江総務主監** そうです。どちらかという、NPOを育てていく、育成の支援策です。

○**富野委員長** 今の段階では、ですから、要するに選別されるわけですよ。

○**山本雅委員** そうです。選別します。

○**富野委員長** それは財源の限度があるからということ。

○**山本雅委員** まあ、それと、今、細江さんが言ったように、公の利益に、そのグループの活動になると判断できるかどうかということですね。

○**富野委員長** そうですね。そういう点から言うと、ただ補助金の対象になるかどうかだけではなくて、行政しているいろいろな、例えば、情報がお互いに流すことができるとか、その他の委託事業ができるとか、そういうことも含めて、少し幅を広げてやった方がいいんじゃないかと思うのですよね。そうすると、やっぱり、単に補助金を得るかどうかという話じゃなくて、そういう団体を、NPOじゃないけれども、育てていく可能性の団体として認定していくみたいな、そういうこともあっていいんじゃないかと。

○**山本雅委員** 今、じゃあ何人かが集まってNPOにしましょうと言っても、たぶん順調にいても数年後ですわね、NPOできるのが。と、NPOになってもスポンサーがうまくことついてくれるNPOもあれば、ほんまに自主財源だけでやっているNPOもあるわけですよ。そういった活動を、たとえ数万円でもバックアップしようというのが今現在、愛荘町がやっているあれだし、たとえ数万円でも助けてよというのが、この「依頼することができる」という、この考えですね。

○**富野委員長** そうですね。だから、その支援というのが、お金だけじゃなくてもいいわけですよ、事業の委託でやってもいいし、だから、それを、それやっていくためには法人じゃなくてもできるような仕掛けを、ちょっと考えていく必要があるんじゃないかと思うのですよね。そのためには、NPO法人という法律で定められた法人でなくても、

準法人として行政が一定程度のものは認めていきますよみたいな、そういう枠組みがあった方がいいんじゃないかということがあるんですけどもね。そうでもないんですか。あんまりそういうことを考えずに、申請があれば出しているという感じですか。

○**細江主監** 今のですか。今は、もう1つ条件がありまして、一定の1つの、例えば自治会の中の範囲の組織ではだめ、やっぱり、町全体の、広がった範囲の中の構成でないと。例えば、そういう枠をつくらないと、どこの字でも花クラブとか、いろいろなクラブがありますよね。全部申し込まれたら、全部払わなければならないというようなことになってきますので、やはり広域ですので、こちらの字からも代表がでていますと、複数にまたがって出ているというのがひとつの条件かなと。

○**富野委員長** ただ、この1-2の方を見てみると、自治会、町内会も入っていますよね。

○**山本雅委員** ここで自治会入れたら、今の話、この自治会が入ってもいますしね、この自治会消した方が。いいですかね。

○**富野委員長** ただ、自治会を消すと、やっぱり自治会がすごい反発します。

○**山本雅委員** 自治会は、自治会で今現在、町から補助出ているわけです、紛れもなく。

○**富野委員長** ただ、町民の組織する団体ということになると、自治会を外すのは非常に問題が出てきますよね。それは、それはちょっとまずいですよ。自治会が既に出ているということであれば、別に中に入れちゃっても元々出ているから問題ないんじゃないということも言えるわけですよ、逆に言えば。

○**山本雅委員** 今の話、自治会の中のまた花クラブがね、独自にまた申請出してきたり。

○**富野委員長** いや、ただそれはまさに基準をつくっていけばいいんじゃないかということですよ。どうでしょうかね。逆に、この7-1-1は、そういう意味では、町がそういうような団体認定を、こういう人に団体認定をすることができるという基点にして、それに対して、1-2の方で、そういう団体については、行政が委託や援助ができるまでとするという、あるいはそれぐらいの規定にしておく、あとは条例や要綱の中で、それをベースにして組み立てができるような気もするんですけどもね。

だから、1-1から1-3までが、全体としてはわかるんですけども、もう少しまとめて2項目ぐらいにまとめてもいいのかなという感じですね。

○**山本雅委員** これは、ここで町の独自の認定に関する文章となると、逆に、まちづくりの姿勢の方に、それはいつてくるのかなあという気もするんですけどもね。

○**富野委員長** そうですね。そっちは入れてもいいです。ただ、自治組織というふうに、特段のそういう規定を入れるんだったら、そこにやっぱり書いておいた方がわかりやすいですね。全体で書きちゃうよりは。

○**山本雅委員** 7は7章で入れた方がわかりやすいということですね。

○**富野委員長** そうですね、要するに、そういう項目をつくるんだったら、その方がわかりやすいと思います。この時に、まあ要するに全部入れてしまうということでもいいんですね。

○**山本雅委員** そうですね。

○**富野委員長** そうですね。はい、わかりました。少し包括に書いておけば、あとはいろいろなことは条例で対応できると思いますので、これ2本ぐらいに、ちょっとまとめていただくということで。

それから、『住民投票』ですね。これについては、だいぶ項目が多いので、少し整理しなきゃいけないと思うんですけども、まず第1に、この住民投票制度自体を、この条例に載せるということについては、あとで最後に議論します。入れるということを前提で議論させていただきます。

8-1-1です。これは「町民との協働の精神に則り、いかなるときも町民の参加・参画を保障するために、住民投票制度を常設しなければならない。」ということですね。これは、いくつかのポイントがあります。1つは、この住民投票は「協働の精神」でやるんだという、住民主権という精神ではなくて協働の精神だということですね。それと、逆に言うと、協働という内容の項目しかできないということになる可能性があるわけです。そこはどうかかなと。つまり、町の考えた、あるいは首長さんの考えと違う考えで、住民投票をやる場合はどうかという問題が出てきますよね。そのところは、こういう表現でいいのかどうか。ひとつこれをちょっと考えてみたいと思います。

それから、「いかなるときも町民の参加・参画を保障するために」ということで、この住民投票は参加・参画のためなのかということがあるんです。それもどうかかなということですね。実は、これは意思決定ですよ、参加・参画というよりは。だから、そういう意味では、それでいいのかなというのがちょっとあります。

それから、「住民投票制度を常設しなければならない」というのは、制度というのは常設が前提ですから、制度と書いた場合は、常設になるんです。住民投票を行わなければ

いけないといったときは常設姿の住民投票とか、住民投票をやるんだということだけであれば、常設かどうか書く必要はありますけれども、制度になった場合、常設は当然ですから、それはいらなと思います。ちょっと、そこら辺少しどうなんでしょうか。

まず第1、協働の精神でいいのでしょうかということですね。

○山本雅委員 もう一番単純に言うと、町は、住民投票制度を…、常設という文言を入れないとすると、どういうふうに変えればいいですかね。

○富野委員長 町民の意思による行政、いわゆる町の運営にするために、住民投票制度をとか、そういう表現だと簡単になっちゃいますけれども。住民投票制度を設けるものとするとみたいです、そういうのでいいのではないのでしょうか。それで、もしよろしければ、ちょっと文章整理はあとにして、そういう主旨でいかがですか。たくさん書くといろいろなことに引っかかってくる。シンプルにそこはいきましょうか。

1-2はどうでしょう。これは「懸案については住民投票に諮るか否かを判断する権限は町長が有する」と、この1-2と1-3との関係は、どうもよくわからないんですけれども、住民投票を諮るか否かを判断する権限は、町長が有するとなると、この1-3の規定が矛盾するんじゃないかということですね。

一般的に書くのは、要するに、連署、連名によって住民投票を請求した場合は、しなければならぬというふうに書くんですね。ですから、その場合は町長が判断するものもないもので、やらなきゃいけないということになるわけですね。これだと、町長が、そういう意味でなくても、諮るかどうか、最終的に町長が判断するという話になっちゃいそうな気がするんで、その整理はどうなんでしょうか。

これは、いわゆる発議権と言われているものなんですね。つまり、住民投票、誰が請求することができるかと、発議権の問題で、一般的には住民投票条例の中で、こういうことは書き込まれます。例えば、連署によって、住民の、例えば10分の1の連署、あるいは有権者の10分の1の連署、有権者と括弧して、例えば、外国人がはいるかどうかということも入れるんですけれども、その連署によって、住民投票を請求することができるというのがあったり、あるいはそれに加えて、町長もそれを発議することができる、「も」となるんですね。それから、議会も発議することができるかどうかと、この3つの段階で、条例の中で規定することがよくあります。

ですから、この1-2と1-3が矛盾しない規定にするためには、こういう書き方では、ちょっと矛盾するので、さきに8-1-3と8-1-2があつて、町長も発議できますという書き方はできるんですね。その時に、じゃあ議会はできないのかという問題になるわけなんです。議会はどうなんでしょうか。つまり、代表機関、2元代表制ですから、首長さんも代表です。議会も代表ですね。両方とも代表機関なのに、なんで議会は、じゃあできないのと、何か理由がないといけませんね。どうでしょう。

○山田委員 そりゃ、やはり、誰もできないとだめですわね、私は思います。

○富野委員長 町長さんがもし発議できるんだったら、議会もやっぱりやらないとおかしいことになりますよね。2元代表制という以上は。

私がちょっと気になっていますのは、この1とか2を、ここに書き込むかどうかということですよ。

○山田委員 もっと簡単にすればいいということですか。

○富野委員長 つまり、これは条例でむしろ決めた方がいいのかなど。つまり、誰が発議できるかというのは非常に重要な問題で、住民の発議というのは当然ですよ。住民投票ですから。だけど、町長さん入れるのか、あるいは議会を入れるのかということは、実はいろいろな議論があると思うんです。だから、ここでいきなり、こういう書き込みじゃっていいのかという問題はあるんですけどもね。そういう意味では、条例事項にして、落すということも1つの選択です、この部分は。つまり、誰が発議できるかということについては、むしろ条例でそれを入れるようにして、投票制度をつくるということだけに、まずまとめちゃっておくことが、可能性としてあります。

ちょっと、今そこまでの議論をちょっとしてみますね。これは、その1-4ですけども、ここが微妙だとおっしゃった。まさに微妙なところですね。「背いてはならない」これも、住民投票条例制度について、詳しく書き込む自治基本条例の中には、こういうこと書いて、ただし、尊重規定しかありません、今のところは。背いてはならないということはない部分ですね。ただ、書いていない、つまり自治基本条例には書かないで、条例事項にしてあるところは大変多いです。というのは、なぜかと言うと、それは前提があるんですね。前提というのは、要するに、今の法律から言うと、尊重はできるけれども、義務規定はできないというのがあって、それは当然だから、条例事項で落としてもいいじゃないかという、そういう前提があるんですね。

まさに、山本さんがおっしゃるように、背いてはならないということを書くと、これは要するに、それでいいのかと、つまり、憲法や法律と矛盾していないのかという、問題が出てきますので、そこだけで、たぶん議会では紛糾することになりますね。議会で紛糾する以前に、まず行政の中でそれが適合かどうかと議論がでてきちゃうということがあるんですね。

○山田委員 その場合、先生が言われるように、もっと簡単に書き込みますね。私、豊橋のを見ていましたら、何歳以上の何分の1の署名でもってとか書いたりしていました。

○富野委員長 そうですね。

○山田委員 そこまでは入れるんですか。それは条例で入れるんですか。

○富野委員長 できるだけ、その住民投票について、議会の抵抗感をあまりない方が言いと考えるのであれば、カエンの部分は、これから議会にも議論していただくんですよという意味で書かないほうがいいという判断が、けっこうあるんですね。

それは、なぜかと言うと、例えば、発議を有権者の何分の1にしたらいいかというのは、かなり大事な問題なんですよ。それを先に決めてしまって、議会にこれでポンとやってくださいというとなると、議会の機能をどう考えているのかという、感情的な反発も含めて出てくる可能性があるんですね。

だから、そこら辺をまさに、こういう場で、そういうところまで考えて条例をつくるのか、あるいはストレートに、もうこれはこれでやってほしいんだということで書くかという、その判断です。書いていけないということはありませんから、もちろん。

ですから、この背いてはならないというのは、非常にきつい規定です。つまり、一種義務規定です。実は私が住民投票条例をつくった時も、これすごく難しい問題だと思って、こういう義務規定をつけたんですね、つまり、住民投票の結果を、要するに、きちんと市民に公表するということと、関係機関にその結果を通知しなければならないと、これは義務規定できるんですね。でも、何というか、それに従うかどうかは別としての、結果だけはちゃんと関係者、関係機関に全部送りなさいと。そこは、要するに、こういう結果になっちゃいましたということは、それはやらなきゃいけない。だけどそれを最終的に自分が従うかどうかということは、それは尊重規定で、尊重しなさいということをして、そういうやり方をしていたんですね。これは、もちろん条例の中で、そういうのを決めたくはなけれども。なかなか、ちょっと、どうでしょうか。書いてしまいますか。

ちょっと、私自身は実はこれに関する意見があるんです。だけど、それはいわゆる学術的な、学説的な話ですから、あまりここで言ってもしょうがないので、皆さんの気持ちをやっぱり出していただいていた方がいいと思いますね。ちょっと、これはおいておきましょう。時間の関係もありますから。

あと、8-1-5ですね、これは住民投票制度の運用、発展ですね。これに努力しなさいということですね。それから8-1-6、これは、今度は住民の方のことですね。それをきちんと守って育てていってください。つまり、これを、条例をつくったら、それをきちっと機能するようにしていきなさいという規定です。

このあたりの、これは自治基本条例に載せる規定なのかということに、やっぱりあるんですね。つまり、項目をできるだけシンプルにしていくということであるのと、この規定だけを抜き出して、ここに載せる必要があるのかということになるんです。だから、けっこう私なんか分けていると、条例事項に落としていって、要するに、この案を出

すときに、付帯意見としてこういう意見がありましたよということを付けていくことの方が、本当かなという感じはすることはするんですけどもね、ただ、それは私の感覚なので、皆さんのやっぱり思いもあるでしょうから。どうでしょうか。町長さんの方もいろいろ思いもあるでしょうから、これについては。

○**細江主監** あります。

○**富野委員長** 特に8-1-1は、住民投票制度ということについては、これは制度と書けば常設型ということになるので、そこは心配ないと思いますよ、あと、それ以下の項目について、どこまで条例に任せるのかというのは、ここで付帯意見を付けておいて、条例に任しておくのか、具体的に書き込むのかという選択なんです。どうでしょう。

ちょっと、それを皆さんで少し考えていただく上で、そもそも住民投票の項目は、つくるということで、よろしいですねと確認はしておきたいんです。これは非常に大事なところで、この委員会の中でかなりきちんと議論しなきゃいけない部分でもありますので、確認だけはさせていただきたいと思います。これについて、特に反対ということはないでしょうか。よろしいですか。じゃあ、この条項については付けると、あとは表現の仕方ですね。

8-1-2をつけられた主旨は、どういう主旨なんですか。

○**山本雅委員** この1-2は、あくまでも、1-1ですね。

○**富野委員長** 1-2です。

○**山本雅委員** 町長の権限は持っているんだけど、町長は住民投票する必要はないと思っていても、やはり住民の側から住民投票したいと思えば、それを町長に求めることができるという権利という考えです。

○**富野委員長** あくまでも、住民投票をやるかやらないかを決めるのは町長だということなんですか。

○**山本雅委員** 町長なんだけど、8-1には、ある一定以上で住民からあったときは、もうそれで実施しなければならないと。要は、この住民から住民投票してくれと話があって、そこでさらに町長がするかしないかを判断するのではなくて、そういうあった場合は、即実行に移さなければならないと、そういう意味です。

○**富野委員長** そうすると、1-2の場合は、どういう場合なんですか。

○**山本雅委員** だから1-2ですね。だから、町長はこの懸案に関して住民投票をしようと思っていなかったと、町長はね、ただし、住民の方からこれに対して住民投票をしてくれと申し出ましたら、それは即ししなければならないと。

○**富野委員長** いや、1-2は逆に読めちゃうのですけれども、町長はだめだと判断したら、やらなくてもいいですよと、読めちゃう。

○**山本雅委員** という目的、意味で書いているのではなしということで、あったときは、絶対もう町長さんできません。

○**富野委員長** そうすると、この1行には、そういう書き方じゃない方がいいんじゃないですか。逆に読まれちゃうんですね。これだと、明らかに住民の皆さんからでも、権限は町長が有するという事なんですね、やらなくてもいいということが言えるという意味なんですね、これ。判断する権限ですから。たぶん、逆に読めちゃうと思うのです。

だから、むしろ8-1-3の一定程度の署名が集まったら、町長は住民投票を実施しなければならないというふうに書いた方がいいんです。それで、1と2はまとめられちゃうと思うんですけれどもね。

その上で、住民が請求した場合だけでいいのかと言うと、中の議論の中で、町長や議会は住民投票を発議できるのかという問題があったと思うんですね。ですから、1と2はまとめちゃっていいんじゃないでしょうかね。権利を有すじゃなくて、そうしなければならないと書けばよろしいので。

だから、この部分だけは別に条例というか、この自治基本条例の中に書いておいて、具体的な数字、人数とか、どのような内容の人が署名して有効なのかということ自体を条例に任せるといって、そういうことでもいいんですよ。

○**山田委員** 私もB班でしたので、責任を感じているんですけれども、改めて米原の、この自治基本条例を見せていただいていますと、先生が言われる先ほどの問題も、今の問題もそうなんだけれども、やはり、もっと、条例は簡潔にしておいて、そこに解説とか、条例で書くべきであったということが、見せてもらって改めて思いました。

○**富野委員長** そうですね、たぶん、条例、自治基本条例は、なかなか町民の皆さんが読んでくれないというのは、長すぎちゃったり、いちいち分けて大変なんですね。そういう意味では、できるだけシンプルにして、あと解説を読めば、解説でわかるように書いた方が、むしろ非常に広がりやすいと言いますか、皆さんに理解してもらえらると思うんですね。一種、理念とか精神がまず明確になるということですので。

○藤田委員 事務局、これすべて住民投票は選挙管理委員会か。

○細江主監 すべてというと。

○藤田委員 処理するんでしょう。

○細江主監 それはそうです。

○藤田委員 処理するんでしょう。そうすると、もうこれ、町長がいいか悪いか、そんな関係ないな。うん。選管が皆決めてしまう。

○富野委員長 いや、それは条例のつくり方です。実は、町長が選挙管理委員会に委任するという書き方をするか、あるいは、選挙管理委員会が所管すると書くか、それによって違うんですね。選挙管理委員会とは、本来選挙に関わってやることですから、住民投票をやれという議論はないんです。そうすると、やっぱり基本的には町長が、町を代表する立場として第三者機関で判断できるところに委託すると、委嘱するというように書くか、あるいはそもそも選挙管理委員会の仕事をして条例を先に決めてしまうか、それによって違います。ですから、それは条例のつくり方です。多くの場合は、市長、町長が委託すると、委任するということになるんですけども、書き方は。

○藤田委員 条例化を選挙しなきゃいかん。

○富野委員長 そういうことです。条例で決まるんじゃないです。実際、自分らを考えてら、選管しか有り得ないですよ。それはそうなんですけれども。どういう形で選管をやることになるかということで、選管独自の仕事にするのか、それとも、本来は町長の仕事なんだけれども、それを客観性を持たせるために選管にやってもらうんですよということにするかですね。それは条例事項です、基本的には。

どうでしょう。そろそろ時間的なことがありますので、8-1-4の扱いですね、要は、最終的に。

○山本雅委員 そうですね。

○富野委員長 こだわります？

○山本雅委員 案外、Bグループこのことこだわりますね。

○**富野委員長** だったら、もう逆に、ストレートに、要するに住民投票結果を、背いてはならないは、何か否定的な書き方なので、に従わなければならないとか、そういう書き方で、委員会の意思としては、そうしてほしいんだというようにストレートにしまうか、それはそれで1つの委員会としての姿勢ですから。ただ、法的には非常に問題がありそうだということだけは一応確認した上で、そうします？じゃあ一応そういうことにしますか。

○**山本雅委員** 結果をただ単に尊重やなく、最大限に尊重して。

○**富野委員長** 従わなければならないという方が、ストレートなんですね。背いてはならないって、なにか非常に背きそうだなあというか感じで、町長不信だという気がしますよね。どうせ書くのなら、従わなければならないなんです、書き方としては。じゃあ、委員会としては、そういうことでいきますか。

○**富野委員長** わかりました。あとたぶん、今後は実はおっしゃったように基本的にはこんなものかなというところですよ。一応Bグループのいろいろなご議論、結果については、こういう形で閉めさせていただくと。それから、8-1-5と8-1-6については、これはどちらも条例事項でよろしいんじゃないでしょうか。各条例で、こういうことを規定しますので、ということですね。

すみません、時間がそろそろきてしまいましたけれども、今日はそういうことで、全文までいくことがたどり着くことができませんでした。事務局にお願いしたいのは、今までの議論をまとめて、一応それなりの条項を全体の姿が見えるように、次回までにまとめていただければと思うのですけれども、それで、だいたいいろいろな議論をしましたからね。ちょっと、そのまとめ方については、あとで少し情報交換しながら、やらしていただいているかと思います。その上で、皆さんにご提示して、もう一度、これでもよろしいかということ、確認させていただいてもいいと思うのです。まとめると少しいろいろ余地がありますので、それでよろしければ、1回事務局で、今までの議論踏まえた形で、全体の姿をまとめていただくと、私もちょっとそれについては加わらせていただいて、やっていきたいと思っています。

○**細江主監** できますでしょうか。

○**富野委員長** まあまあ、でも、どこかでまとめなければいけませんから、せつかくここまで議論したので、一応、そういうことで、この次の段階を事務局の方から案の提出をしてもらおうということ。

それから、前文ですけれども、既に皆さまからご意見いただきました。そんなに大きく違っている部分はあまりないようなので、ああよかったなという、私の感想ですね。これについては、次回、前文を全体のまとめたものをみながら、前文を議論していただくという形にしたいと思います。せつかくですから、前文をまとめるような作品にして、最終的に姿を調整するのは、前文がまとまった段階で、さらに前文に基づいて見直していくという形がよろしいかと思えます。それでよろしいですか。

○富野委員長 じゃあ、一応そういうことで、今回は事務局の汗をかいた結果を出していただくということですね。

今回は、それじゃあ日程は、どうでしょうか。少し時間がほしいでしょう、事務局。

○細江主監 はい。

○富野委員長 でも、12月の議会はいつからですか。

○細江主監 12月8日からの予定で、明日も議会がありますし。

○富野委員長 議会が終わるのはいつ頃ですかね。

○細江主監 議会が終わりますのは18日なんです。12月18日です。

○富野委員長 それまでは実際にまとめ作業できますか。

○細江主監 それまでにまとめと言われても難しいですね。

○富野委員長 そうすると、議会が終わってからですね。議会が終わってから、今度予算の編成があるでしょう。

○細江主監 はい、それを言っていますと2月になってしまいますので。

○富野委員長 だから、どこかでやらなきゃいかんな、どうしましょう。要するに12月の最後、どん詰まりでもう1回やるのか、1月に入ってからにするのかということですね。どうしますか。事務局の方で、少しそれは、ちょっとそちらの都合もあるでしょうから。

○細江総務主監 先生と一緒に、こんな3人でできませんし、町である程度やって、先生

に確認していただくというようにもなって、テープを取らせていただいていますけれども、全部うまいことはいってないんですわ。やっぱり、どこかまとめさせてもらっても、どこかやっぱり漏れてあるところがあるかなという思いもありますし。

○富野委員長 それは、改めて、皆さんに見ていただいた段階で、これ抜けているんじゃないのということも有り得ますから、それはそれでいいと思います。しょうがないです。

○細江主監 皆さんに見ていただくたたき台ということですね。

○富野委員長 そうです、たたき台ということですが、もちろん。

○細江主監 今年内中にまとめさせてもらって、先生にもまた確認してもらって、年内中に検討委員会というのは、ちょっとしんどいかなというふうに思うのですけれども。

○富野委員長 わかりました。じゃあ、年内に事務局と私の方でまとめ作業をやって、年明け、1月ということでセットさせていただくとすると、1月はどうでしょうか。皆さんのご都合で、まだ、ほとんど決まってない。1月1日が木曜日ですね。だから、1月8日が木曜日、今日が木曜日ですね。早くすると1月8日ということになりますけれども。ちょっとどうですか。それでもかまいませんか？あるいは1月15日、どうでしょう。

○細江主監 15日は、金曜日ですね。

○富野委員長 金曜日ですか、ごめんなさい。じゃあ、14日ですね。

○細江主監 1月14日ですね。

○富野委員長 いいですか。

○細江主監 午前ですか。

○富野委員長 ええ、9時半からです。すみません、じゃあ、そういうことで、またぜひよろしくお願いします。年明けになってしまいますが、よいお年をお迎えください。

○細江主監 では、14日、金曜日 9時30分ということでよろしくお願いします。大変ご苦勞様でした